



○公 告

長野県医療労働組合連合会から年末一時金等の要求に関して、平成14年11月8日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諏訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那医療生協労働組合、北長野病院労働組合、長野県厚生連労働組合、賛育会豊野労働組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

労 政 課

○公 告

諏訪赤十字病院労働組合から期末一時金等の要求に関して、平成14年11月8日以降、諏訪赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

労 政 課

○公 告

豊科赤十字病院労働組合から年末一時金等の要求に関して、平成14年11月8日以降、豊科赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

労 政 課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
昭栄上田ショッピングセンター
上田市常田2-930-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
昭栄(株)
東京都千代田区神田錦町1-2-1
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
イオン(株) (株)ブルーグラス (株)さが美 (株)ニコロポーロ (株)伊藤眼鏡店 (有)常田薬局 ジャスフオート(株) (株)伊藤園	開店時刻 午前10時 (年間90日 午前9時) 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後10時30分まで 〔年間90日 午前8時30分から午後10時30分まで〕	午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

平成14年10月8日

5 届出年月日

平成14年10月4日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年11月5日から平成15年3月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
しおだ野ショッピングセンター
上田市大字神畑字畔田374ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数

変 更 前	変 更 後
12	16

(2) 駐車場の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成15年6月3日
- 5 届出年月日
平成14年10月3日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年11月5日から平成15年3月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

武石ショッピングセンター

小県郡武石村沖字鳥羽204-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)武石ショッピングセンター

小県郡武石村沖字鳥羽204-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株)	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前10時 (年間180日 午前9時) 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間120日 午前8時30分から午後9時30分まで〕	午前9時30分から午後11時30分まで 〔年間180日 午前8時30分から午後11時30分まで〕

- 4 変更する年月日
平成14年10月12日
- 5 届出年月日
平成14年10月11日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年11月5日から平成15年3月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
穂高西ショッピングセンター(本館)
南安曇郡穂高町大字有明10368-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 7,956㎡

(変更後) 7,021㎡

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
イオン(株)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 (年間180日 午後10時)	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
(有)なかや薬局 (株)カワカミ ジャスフオート(株) (株)一真堂メガネ店 (株)ブックバーン 中嶋今朝平(リバージュ)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 (年間180日 午後10時)	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間180日 午前9時30分から午後10時30分まで〕	午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

3の(1)については、平成12年8月21日

その他については、平成14年10月18日

5 届出年月日

平成14年10月8日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年11月5日から平成15年3月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
穂高西ショッピングセンター（生活館）
南安曇郡穂高町大字有明10360-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン㈱
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン㈱	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 (年間180日 午後10時)	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間180日 午前9時30分から午後10時30分まで〕	午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

平成14年10月18日

- 5 届出年月日
平成14年10月8日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年11月5日から平成15年3月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ戸倉店
埴科郡戸倉町大字戸倉字鎮守1919-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

4 変更する年月日

平成14年6月14日

5 届出年月日

平成14年5月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年11月5日から平成15年3月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、
次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字池之端道脇1299-3
(2) 建築主氏名 ユニバース開発株式会社 代表取締役社長 三好次夫
(3) 用途地域 第一種低層住居専用地域
(4) 敷地面積 2,130.00平方メートル
(5) 主要用途 保養所

- (6) 構造及び階数 木造、地上2階建て
 (7) 工事種別 新築
 (8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	273.69㎡	0.00㎡	273.69㎡
延べ面積	390.04㎡	0.00㎡	390.04㎡

- (9) 建ぺい率 12.84パーセント 容積率 18.31パーセント

2 日 時 平成14年11月12日(火) 午後3時30分

3 場 所 軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成14年11月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所 北佐久郡軽井沢町大字発地字本長沢517番40他
 (2) 建築主氏名 学校法人文化学園 理事長 大 沼 淳
 (3) 用途地域 第一種低層住居専用地域
 (4) 敷地面積 4,498.22平方メートル
 (5) 主要用途 研修所
 (6) 構造及び階数 鉄筋コンクリート造、地上2階建て
 (7) 工事種別 増築
 (8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	562.76㎡	207.59㎡	770.35㎡
延べ面積	572.23㎡	327.22㎡	899.45㎡

(9) 建ぺい率 17.12パーセント 容積率 19.99パーセント
 2 日 時 平成14年11月12日(火) 午後2時30分
 3 場 所 軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築管理課

○公 告

清野土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年11月5日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

理 事

新 任

氏 名	住 所
荒 川 博 文	長野市松代町清野101番地1
飯 島 重 貞	長野市松代町松代526番地
上 原 徳 治	長野市松代町清野977番地1
内 村 好 孝	長野市松代町清野3733番地
浦 野 修 一	長野市松代町清野1136番地
大 沢 要	長野市松代町清野449番地
大 沢 幸	長野市松代町松代429番地
大 沢 隆 司	長野市松代町清野605番地1
倉 田 裕 雄	長野市松代町清野1103番地
竹 内 富 男	長野市松代町松代152番地
玉 井 茂 雄	長野市松代町清野467番地
中 村 昭 一	長野市松代町松代368番地
宮 川 昭 夫	長野市松代町清野1578番地
安 川 和 子	長野市松代町松代224番地
若 林 実	長野市松代町清野1934番地

重 任

氏 名	住 所
石 坂 由 久	長野市松代町清野1987番地

花見敏史	長野市松代町清野907番地
小林一夫	長野市松代町清野1572番地
小林袈裟育	更埴市大字倉科374番地
近藤一誠	長野市松代町清野474番地
島田武	長野市松代町清野1985番地
関川哲男	長野市松代町清野957番地
中沢忠恕	長野市松代町清野1742番地
中沢靖典	長野市松代町清野1548番地
宮沢徳太郎	長野市松代町清野1119番地
両角邦夫	長野市松代町清野509番地
柳沢義則	長野市松代町清野879番地
山崎宣昭	長野市松代町岩野699番地

退任

氏名	住所
荒木栄	長野市松代町松代422番地
石川栄一	長野市松代町松代223番地
窪田浩和	長野市松代町清野1929番地
倉石和夫	長野市松代町松代541番地
小林一郎	長野市松代町清野620番地
後藤佳和	長野市松代町西寺尾939番地
関口正	長野市松代町清野987番地
立岩信昭	長野市松代町松代347番地
中沢源	長野市松代町松代456番地
中沢武	長野市松代町西条3592番地 1
新村有敏	長野市松代町清野70番地
宮本力	長野市松代町清野1126番地
室賀健三	長野市松代町清野1539番地
山口幸一	長野市松代町清野464番地
横川正義	長野市松代町清野1973番地

監事

新任

氏名	住所
中沢武	長野市松代町西条3592番地 1
中村善喜	長野市松代町松代404番地

重任

氏名	住所
山下要	長野市松代町清野924番地

退任

氏名	住所
更級一清	長野市松代町松代354番地
山口研造	長野市松代町清野473番地

土地改良課

○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年11月5日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	12月4日(水)	午後1時から 午後4時まで	諏訪会場	南 信
	12月11日(水)		臼田会場	東 信
	12月18日(水)		大町会場	中 信

生活保安課